

# 国際サステナビリティ基準審議会、 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正 (IFRS S2号の修正案)」を公表

国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は、2025年4月28日に公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正 (IFRS S2号の修正案)」 (以下「本公開草案」という。) を公表しました。

サステナビリティ

ISSB



## News

- 本公開草案は、温室効果ガス排出 (以下「GHG排出」という。) の測定・開示に対する実務上の課題に対処するためにIFRS S2号「気候関連開示」を改正し、開示要求の一部免除や明確化を行うことを提案するものです。
- 本公開草案では、GHG排出の測定・開示に関して以下が提案されています。
  - ① スコープ3カテゴリー15の測定・開示対象を**ファイナンスド・エミッションの一部に限定するとともに、デリバティブに関する排出の開示をしないことを容認**
  - ② ファイナンスド・エミッションの開示における産業別分類において、一定の要件を満たす場合、**世界産業分類基準 (GICS) 以外の分類基準も利用することを容認**
  - ③ 法域の当局または取引所によって**報告企業グループの一部のみに対してGHGプロトコル以外のGHG排出の測定方法の利用が要求されている場合でも、GHGプロトコル以外の方法が利用可能であることを明確化**
  - ④ 法域の当局または取引所によって最新の「気候変動に関する政府間パネル」 (IPCC) 評価とは異なる**地球温暖化係数**を利用する場合、当該係数を利用することを容認
- ISSBは公開草案に対して寄せられたコメントを2025年後半に検討した後、可能な限り早期に改訂後の基準を適用可能とすることを予定しています。



## Background

- ISSBが2023年6月に最初のIFRS®サステナビリティ開示基準 (IFRS S1, S2号) を公表して以降、各国または法域において開示制度への反映に向けた検討が進められています。日本ではサステナビリティ基準委員会 (SSBJ) がIFRSサステナビリティ開示基準と整合的な基準開発を進め、2025年3月に最初のサステナビリティ開示基準を公表しています。
- 今回、ISSBは各国または法域におけるIFRS S1・S2号の導入支援を行うなかで特定された、**IFRS S2号の適用上の課題**に対応するため、本公開草案を公表しました。



## Insight

- 本公開草案が採用された場合、GHG排出量の測定・開示対象が明確化されるとともに、開示情報の重複が避けられることにより、**作成者の情報作成の負荷が軽減されることが期待**されます。
- 一方で、本公開草案においては、上記①の定めを適用する場合、**開示対象外としたデリバティブや金融活動について追加的な定量情報の開示が提案されている点について留意**が必要です。
- なお、SSBJは、IFRS S2号の改訂がされた場合、改訂内容をSSBJ基準に取り入れるかどうかを審議し、取り入れる場合には速やかにSSBJ基準の改正に関する公開草案を公表することとしています。

## 1 本公開草案公表の経緯

ISSBでは、2024年6月に公表した2024年から2026年までの2年間の作業計画（下表参照）においてIFRS S1・S2号の適用支援を優先的な取組課題として掲げています。当該取組みの一環で設置されたTIG（※1）の議論において識別されたIFRS S2号の適用上の課題等に対応するため、本公開草案が公表されました。

ISSBが2024年6月に公表した2年間の作業計画概要

優先度	活動内容
高い優先度	<ul style="list-style-type: none"><li>IFRS S1・S2号の適用支援</li></ul>
やや劣る優先度	<ul style="list-style-type: none"><li>生物多様性・生態系・生態系サービス（BEES）及び人的資本に関するリサーチ及び基準開発</li><li>SASBスタンダードの改善</li></ul>
明示しない （核となる活動）	<ul style="list-style-type: none"><li>IFRSサステナビリティ開示基準とIFRS®会計基準とのコネクティビティ</li><li>他のサステナビリティ開示基準との相互運用可能性（Interoperability）の確保</li><li>利害関係者との対話</li></ul>

（出典：ISSB公表物よりあずさ監査法人作成）

（※1）Transition Implementation Group（TIG）：IFRS S1号及びS2号に係る適用上の課題について議論し、ISSBに対して必要な対応を助言すること等を目的として、ISSBにより設置された会議体

## 2 本公開草案における提案

本公開草案における提案の概要は、以下のとおりです。

### 1. スコープ3-カテゴリー15のGHG排出の測定及び開示

<提案の背景>

IFRS S2の「結論の根拠」では、**デリバティブに関する排出、投資銀行によるファシリテーションに関する排出及び保険に関する排出に係る開示を要求しない旨が説明されています（IFRS S2号BC127項、129項）**。しかし、この説明が、IFRS 2号のB58-B63項で要求されている追加的な開示だけを指すのか、またはスコープ3 カテゴリー15（※2）のGHG排出の開示自体に及ぶのか否かが明確ではなく、**要求事項の一貫しない適用を生じさせる可能性がある点**が適用上の課題として識別されました。

（※2）企業のバリュー・チェーンで発生する間接的なGHG排出量（スコープ3）のうち、カテゴリー15は「投資」であり、企業がファイナンスを提供した第三者が排出したGHG排出量を指す。

#### <提案の内容>

上記課題への対応として、以下の改訂を行うことで、デリバティブに加え、ファシリテーションに関する排出、保険に関する排出を全体として開示しない旨を明示的に認めることが提案されています（IFRS S2号の修正案29A項(a)(b)）。

- (1) スコープ3 カテゴリー15のGHG排出の測定及び開示の対象について、以下を認める。
  - ・ 測定及び開示の対象をIFRS S2号で定義されるファイナンスド・エミッション（※3）の一部に限定する。
  - ・ デリバティブに関するGHG排出を想定及び開示の対象としない。
- (2) 上記に従い開示対象を限定する場合に、以下の追加開示を要求する。
  - ・ 開示対象から除外したデリバティブの数値（amount）
  - ・ 何をデリバティブに含めたかの説明
  - ・ 除外した他の金融活動の数値（amount）

（※3）企業が行う融資及び投資に関連して、投資先または相手方の温室効果ガスの総排出のうち、当該融資及び投資に帰属する部分（IFRS S2号A）

## 2. ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における「世界産業分類基準（GICS）」の使用

#### <提案の背景>

IFRS S2号では、商業銀行または保険の活動を行う企業のファイナンスド・エミッションに関して、「世界産業分類基準」（GICS）を利用して産業別に分解した情報を開示することが要求されています（IFRS S2号 B62・B63項）。一方、いくつかの国においてGICS以外の産業分類システムを規制目的で用いているため、重複した報告負担が生じることが適用上の課題として識別されました。

#### <提案の内容>

上記課題への対応として以下の改訂を行うことが提案されています（IFRS S2号の修正案 B62A-B62C項、B63A-B63C項）。

- (1) 企業は以下の順序で検討することによって、産業分類システムのうち1つを利用することを要求する。
  - ① 企業が既にそのどこかでGICSを利用している場合には、GICSを利用する。
  - ② 気候関連財務情報の報告について、法域当局または取引所からGICS以外の産業分類システムの利用を要求されている場合には、当該他の産業分類システムを利用する。

- ③ 財務報告目的で、法域当局または取引所からGICS以外の産業分類システムの利用を要求されている場合には、当該他の産業分類システムを利用する。
- ④ 上記①～③以外の場合、企業が一般目的財務報告書の利用者にとって有用な情報をもたらす方法で相手方を産業別に分類できるようにする産業分類システムを利用する。

(2) 以下の追加開示を要求する。

- ・ 企業が利用した産業分類システム
- ・ GICS以外の産業分類システムを使用する場合、その選択の根拠

### 3. 「GHGプロトコルのコーポレート基準」の使用に対する法域別の救済措置

<提案の背景>

IFRS S2では、スコープ1、2のGHG排出量について、法域の当局または企業が上場する取引所（以下「当局または取引所」という。）が、企業のGHG排出量を測定するために「GHGプロトコルのコーポレート基準」と異なる方法を用いることを要求している場合、当該異なる方法を用いることを容認する救済措置が規定されています（IFRS S2 B24項）。しかし、当局や取引所からの要請が**企業グループの一部のみに適用される場合**の取扱いが明確ではないことが、適用上の課題として識別されました。

<提案の内容>

上記課題への対応として、以下の改訂を行うことが提案されています（IFRS S2号の修正案 29項(a)(ii)、B24項、B28項）

- (1) 救済措置が利用可能であるのは、当局または取引所からの要請が**企業グループの全部または一部**で適用される場合である旨を明確にする。
- (2) 企業の一部のみが当局または取引所からの要請対象である場合、**救済措置は当該一部のみに適用され、残りの部分はGHGプロトコルのコーポレート基準を用いた測定が要求される**ことを明確にする。
- (3) 複数の当局または取引所から要請される測定方法を適用している場合に、測定方法及び適用アプローチに関する開示事項もそれぞれ記載が必要であることを明確にする。

#### 4. 地球温暖化係数（GWP）の数値についての法域別の救済措置の適用可能性

##### <提案の背景>

IFRS S2では、7種類の温室効果ガスをCO<sub>2</sub>相当量に変換するにあたり、最新の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の評価による、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数（GWP）の数値を用いることが要求されています（IFRS S2号 B21-B22項）。しかし、**当局または取引所によって異なるGWPの利用が要求される場合に、重複した報告負担が生じることが適用上の課題として識別されました。**

##### <提案の内容>

上記課題への対応として、**企業の全部または一部について、当局または取引所により異なるGWPの利用が要請される場合に、当該要請されるGWPを代わりに用いることが容認される旨の改訂を行うことが提案されています**（IFRS S2号の修正案B21-B22項）。

### 3 適用時期等

本公開草案は2025年6月27日を期限としてコメント募集が行われています。

本公開草案で提案されている救済措置及び明確化の影響を早期に利用可能とするため、ISSBは2025年後半に本公開草案の修正を審議した上で、**可能な限り早い発効日を設定し、また早期適用を認めることを予定しています。**

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)でご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「IFRS®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。